



島根県報

平成28年6月14日（火）

第2,809号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	2
保安林の指定（2件）	(森林整備課)	2
解除予定保安林	(")	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水産課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中小企業課)	4

【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	5
------------------------------	-----------	---

【特定調達公告】

灯火電気施設保守点検装置の調達に係る一般競争入札の実施	(港湾空港課)	6
-----------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第452号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
中島 裕一	外科	松江生協病院	松江市西津田八丁目 8 - 8	平成28年 5 月31日
津端 由佳里	呼吸器・化学療法内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89- 1	平成28年 5 月31日
食見 花子	神経内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89- 1	平成28年 5 月31日
下条 芳秀	高度外傷センター	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89- 1	平成28年 5 月31日
棚瀬 嘉宏	整形外科	医療法人沖縄徳洲会 出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964- 1	平成28年 5 月31日
菅森 峰	循環器科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428- 3	平成28年 5 月31日
山本 哲夫	内科	医療法人社団 日立記念病院	安来市安来町1278- 5	平成28年 5 月31日
大本 修	整形外科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848- 2	平成28年 5 月31日

島根県告示第453号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
掛屋地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	平成28年 2 月15日

島根県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市大社町修理免字一ノ渡1611- 1、1611- 2、字寺山1765- 2、字中曾根1775- 2、1776- 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町宇波2135-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第456号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町上田4125-5、4126-4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第457号

平成28年島根県告示第180号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所、江津

市役所、川本町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
浜田市旭町市木7858-1、7858-8	森田 一義
江津市金田町口561-2	笠井 義明
江津市金田町口562、口563、口563-1、口563-2	大場 茂
邑智郡川本町大字川下806-1、807-1、808、808-1	城納 一郎
邑智郡邑南町戸河内1981、1988	菅原 治郎市

島根県告示第458号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

美保関町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第459号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地

J A三井リース株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) J A三井リース株式会社 代表取締役 高橋 則広 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

(変更後) J A三井リース株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(4) 変更の年月日

住所：平成28年1月4日

代表者の氏名：平成28年4月1日

- 2 届出年月日
平成28年 6 月 3 日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあつた年月日
平成28年 5 月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小羊の里
- 3 代表者の氏名
森田 美穂
- 4 主たる事務所の所在地
島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木275番地
- 5 従たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区原八丁目12-1
- 6 定款に記載された目的
この法人は、循環し調和に富む自然環境の保全と、健康で安全、安心な社会環境づくりに関する事業を行い、自然を回復させ、人類の平和と幸福の増進に寄与することを目的とする。
- 7 縦覧に供する書類
変更後の定款及び定款の変更部分の新旧対照表（定款変更認証申請書）
- 8 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 9 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎 1 階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎 2 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

灯火電気施設保守点検装置 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年 3 月13日（月）

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1

島根県出雲空港管理事務所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」中分類「(6)光学計測機器」又は大分類「4 機械器具類」中分類「(9)諸機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成28年7月8日（金）午後4時までに、島根県土木部港湾空港課空港整備グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成28年7月25日（月）午前9時から同月26日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成28年7月26日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年7月27日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成28年7月8日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成28年7月8日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成28年7月26日（火）正午までに島根県土木部港湾空港課空港整備グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着

とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Complete Electrical Lighting Facility Maintenance Equipment Set for Airport use x 1

(2) Desired Date of Delivery : March 13, 2017

(3) Place of Delivery : Shimane Izumo Airport Administration Office, 2633-1 Okisu, Hikawa-cho, Izumo-shi, Shimane, Japan

(4) Bid tendering date and time : Monday, July 25, 2016 9 : 00 a.m. ~ Tuesday, July 26, 2016 4 : 00 p.m.

(5) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, Japan 690-8501 (Phone : 0852-22-5934)